



# まくらざき市 農業委員会だより

平成30年1月

第38号

編集発行  
枕崎市農業委員会  
枕崎市千代田町27番地  
☎ 0993-72-1111  
内線 337・338・339

## あけましておめでとうございます



### 会長新年のごあいさつ



会長 おきの園 沖 強 つよし

新年 明けましておめでとうございます。

輝かしい年明けをお迎えのことと、お慶び申し上げます。

また日頃より農業委員会の活動に対しましてご理解とご協力を賜わり、感謝申し上げます。

全国の農家戸数は、四十年前（昭和五十年）の二十万戸から六万四千戸に減少し、土地持ち非農家が二万戸から五万七千戸へ増加するなど、耕作放棄地は増加の一途で、農業委員会の役割が益々大きなものとなっています。

そのような状況の中で、平成二十八年に農業委員会法が改正され、本市では昨年七月に市長が任命した農業委員十名と農業委員会が委嘱した農地利用最適化推進委員四名による新体制の農業委員会活動へと移行しました。

現在、申請に基づく現地調査をはじめ、農地パトロール、研修会等への参加、若い視点、中核的農業者の視点、女性の視点による総会等での質疑など積極的な活動に取り組んでいます。

また、本市では、真茅・田布川地区に統いて中原地区的農地中間管理事業の取り組みが始まりました。私たち農業委員会は、市や関係機関と連携を図りながら、優良農地の保全・担い手への集積や遊休農地の解消など、農業・農村振興の諸課題に対峙し、解決に向けた活動をしてまいりたいと考えております。

本市農業振興のため、農業委員会の活動に益々のご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、皆様にとりまして幸多き年になりますようご祈念申し上げます。

## 農地の管理のお願い

本市においては農用地区域内の農地は有効に利用されている一方、集落内や山間部を中心に、小規模農地や作業効率の悪い農地などの耕作放棄地が見受けられます。これらの耕作放棄地は近隣農地や住宅への雑草の種子の飛散、病害虫の発生やゴミの不法投棄など様々な問題の原因となっています。また、道路に面したところでは、見通しが悪くなるため、交通事故の原因にもなりますので、草刈や耕すなどして適正な管理をお願いします。

農地はいったん荒れてしまうと、耕作可能な農地に復元するには大変な労力や費用を要します。農地の貸し借りなど農地に係る問題は、お気軽に地域の農業委員や推進委員、農業委員会事務局までご相談ください。



## 農業委員名簿

農地等についてのご相談は、お近くの農業委員まで  
任期 2020年7月まで

No.	氏名	住所	電話番号	担当地区
農業委員	1 沖園 強	田布川町166	72-3715	市内全域
	2 原田 克子	美山町340	73-2673	田布川・金山・界守・木口屋・道野・上竹中・奥ヶ平・寺田・(加世田)
	3 俵積田広昭	別府東町55	76-2020	俵積田・東白沢・西白沢
	4 真茅 文男	まかや町160	76-3425	真茅・山崎・下山・駒水・松崎・(知覧・川辺)
	5 鮫島 裕次	桜山東町907	78-4180	桜馬場・宇都・小園・松下・山口・瀬戸口・中村・籠原・下園・宝寿庵・西堀
	6 水野 正子	桜山東町342	72-9525	枕崎校区
	7 楠 義嗣	大塚中町258	72-1906	大塚・大堀・下野原・牧園・春日・田中・田畠・塩屋・火之神・(坊津)
	8 天達 篤隆	桜山本町300	72-3241	板敷・鹿水高
	9 中原 敬彦	国見町432	76-3571	中原・小塚・茅野
	10 畑野 真人	木場町720	72-5338	湯穴・水流・山下・桜山住宅・岩崎・潟山・富岡・通山・木場
推進委員	11 篠原 正	小塚町33	76-2336	別府上手地区
	12 俵積田正康	別府西町442	72-3139	別府下手地区
	13 有村 貞雄	道野町710	72-8957	桜山・金山地区
	14 桑原 和英	大塚中町808	72-1227	枕崎・立神地区

## 農地の転用には許可が必要です

### 農地の転用とは

農地に区画形質の変更を加えて住宅用地や工場用地、道路、山林などの用地に転換することをいいます。駐車場や資材置場など農地の区画形質に変更を加えない場合でも耕作の目的に供されない場合は転用にあたります。

#### ※転用申請の種類

- 3条申請 自分名義の農地の売買・贈与・賃貸許可
- 4条申請 自分名義の農地を転用する場合
  - 自己所有農地に杉・クヌギ等を植林する
  - 自己所有農地に住宅・畜舎を建築する など
- 5条申請 他人名義の農地を買って、又は借りて転用する場合
  - 住宅を建築するため農地を買う・借りる
  - 資材置場、駐車場として利用するため農地を買う・借りる など

### 農地転用申請手続きについては

○農業委員会へ事前にご相談ください。

(法律上の制限や手続きについて相談に応じます。)

○申請締切日は毎月10日です。

(10日が閉庁日の場合は、その前開庁日が締切日となります。)

○申請から許可されるまで通常4~5週間程度かかります。

(申請内容によっては許可されない場合や、更に日数を要する場合があります。)

○すべての転用許可申請において資金証明書(預貯金残高証明書や金融機関からの融資(予定)証明書等)の添付が必要です。

○転用の許可を受けた農地でも転用目的以外に利用する場合は、農地転用事業計画変更申請が必要となります。

### 無断転用には厳しい罰則

○農地法の一部改正により罰則が強化されました。

○無断転用(許可を受けずに転用)した者は3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処することとされています。また、県知事による工事の中止、原状回復命令がなされ、原状回復命令に違反した者は3年以下の懲役又は300万円以下の罰金となっています。

[法64条]

**みんなで読もう！全国農業新聞** 発行日/毎週金曜日 購読料/1ヶ月700円  
お申込み・お問い合わせは、農業委員・推進委員・農業委員会事務局まで

## まくらざき市農業委員会だより

# 農業者年金受給者会

農業者年金受給者会（会長／眞茅良一・会員一二四名）は、昨年六月二十八日、JA南さつま枕崎支所において第三十七回総会を開催いたしました。久木田敏副市長をはじめ来賓の方々から挨拶をいただいた後、議長を山下好要氏が務め経過報告・決算・予算など議案審議を行い満場一致ですべて可決されました。

記念講演は、平成三十年に明治維新百五十周年を迎えるといふことで、幕末に薩摩藩の筆頭家老として活躍した枕崎の殿様「喜入久高」について末永俊英生涯学習課長に熱く話を聞いていただきました。

また、昨年の日帰り研修旅行は、二十三名が参加し、日置市の健康づくり複合施設「ゆすいん」で温泉に入ったあと食事をとりながら楽しく歓談しました。その中で、農業者年金について「若い頃は難儀だったけど、年金を掛けていて今は本当に良かった」と思っている。若いうちは、なかなかそういうことは考えないけど、将来のことを考えて若い人にも是非加入してもらいたい。』という声が聞かれました。



研修旅行



第37回農業者年金受給者会総会

## 枕崎産桑茶が完成～桑茶を商品化

枕崎市の茶生産農家4戸でつくる「まくらざき桑本舗」代表の眞茅文男さん（平成29年7月から農業委員）が3年前から耕作放棄地を活用し、桑の栽培を始め粉末製品が完成しました。

桑茶は、2グラムスティックと100グラム入りで販売されており、お魚センターや地場センター、かつお公社等で購入することができます。



写真は粉末製茶・桑茶を練り込んだつけあげと豆腐

## 農業者だけの公的年金制度 老後の安心「農業者年金」

農業者年金は、農業者がより安定した老後を過ごすことができるよう国民年金に上乗せする公的年金です。次の3つの要件を満たす農業者なら、どなたでも加入できます。

### 加入条件

- 20歳以上60歳未満の方
- 国民年金第1号被保険者（保険料免除者を除く）
- 年間60日以上農業に従事する方



### 農業者年金の特徴とメリット

- ①終身年金で80歳までの保証付き
- ②加入も脱退も自由
- ③保険料額の自由設定・途中変更が可能
- ④税制面での優遇措置
- ⑤積立方式の確定拠出型年金
- ⑥政策支援加入なら保険料の国庫補助あり

詳しくは・・・

農業者年金基金

検索

<http://www.nounen.go.jp>

\*農業者年金の内容やご相談については、農業委員会事務局(電話72-1111 内線338)や最寄りのJA窓口へお気軽にお問合せください。